

(仮称) 箱根町住民自治基本条例

策定委員会だより 5

発行 箱根町企画部企画課

第5回 策定委員会開催

委員会議題

- 1 参考資料について
- 2 条例素案について
- 3 条例素案取組計画(案)について
- 4 その他

平成18年度最後の委員会が開催されました

18年度の委員会活動が終了しました。4月には19年度の委員会活動がすぐに始まります。

18年度は、「自治基本条例」を理解すること、委員が共通の認識を持つことなどを中心に進め、当初予定していた目標に達成することができました。

19年度の活動としましては、条例に盛り込むべき内容などの検討 素案を基にフォーラムなどを開催 町長への報告書の提出 町議会へ条例案の提出などを予定し、平成21年4月1日の施行に向け活動を続けていきます。

次回策定委員会

告知

4月12日(木)
15時00分
分庁舎4階 会議室

検討項目が決定!

今後、条例素案を検討する項目は、次のとおりです。

まちづくりの基本的な方向性や考え方

前文が基本理念に「箱根らしさ」を入れていく。

前文

目的

基本理念

情報共有・情報公開

情報共有の原則

情報の公開・提供

個人情報の保護

住民参加

参加・協働の原則

審議会付属機関等への参加

行政改革

住民要望

住民投票

意見聴取制度

住民自治

用語(住民・自治会組織)

用語の定義の項目は要検討

権利と責務(町民の、町長の、

職員)

協働・コミュニティ

地域コミュニティ

行政組織・職員

組織の編成

政策形成

総合計画

行政評価

財政運営

議会

町議会の権限責務

連携・協力

広域連携

国際交流・・・検討

位置づけ・見直し

最高規範性

条例の見直し などの検討

特に、用語の定義(箱根らしさの1つである「観光とは・・・」や条例を支えていく「住民とは・・・」など)については、条例を施行していく中で、関係者(住民、町議会議員、町長、町職員など)の共通認識が重要であることを確認しました。

また、これらを踏まえ、条例案を検討していくことが、今後の課題です。

